

「6 債務者と転得者の関係」の論点等について

【事例1】財産減少行為後の対象財産処分行為

- ① 債務者が受益者に財産減少行為
債務者所有の価値100の本件土地を、受益者に代金30で売却
- ② 受益者が転得者1に対象財産を処分
受益者が代金30で取得した価値100の本件土地を、転得者1に代金70で売却
- ③ 転得者1が転得者2にさらに対象財産を処分
転得者が代金70で取得した価値100の本件土地を、転得者2に代金90で売却

債権者が、転得者2に対して、詐害行為取消権を行使した。

- ア ①の行為が転得者2との関係で取り消される
- イ この取消効は、債務者にも及ぶ
- ウ この取消効は、受益者や転得者1には及ばない
- エ 転得者2は、本件土地の所有権を債務者に返還する（所有権の移転登記）

課題

転得者2は転得者1に支払った対価90の返還を、誰にどのように求めるのか

提案1【部会資料の109頁6(1)(2)】

仮に受益者に対する取消しがなされていたら、受益者が有するであろう債務者に対する権利（先取特権付き価額償還請求権30）を、転得者2は、債務者に対して行使できる

提案2【部会資料の111頁「3」】

転得者2は、転得者1に60（90-30）の賠償を求めることができる（追奪担保）

提案3【大阪案1011条5項6項】

転得者2は、「仮に転得者1や、受益者に対して、詐害行為取消しがなされたとすれば、転得者1や受益者が債務者に回復させなければならなかった財産の価額（受益者の場合は差額償還請求可能な価額）を請求できる」

具体的には、転得者1は、70の価額償還義務がある（不動産価値100-30）から、転得者2は、転得者1に60（90-30）の請求ができ、受益者に対しても、転得者2は、60の請求ができる。（60<70）。

60の請求に応じた転得者1は、受益者に対して40の請求をできる（70-30<70）。最終的には、不動産を債務者に返還したうえ、受益者ゼロ（30-70+40）、転得者1ゼロ（70-90+60-40）、転得者2ゼロ（90-30-60）で、元のさやに戻る

大阪案の基本的な考え方

「受益者や転得者1などの中間者も、仮に自らが詐害行為取消し訴訟の被告とされたならば債権者との関係で債務者に回復させなければならない財産の限度で、自己の后者から負担を求められたのであれば、それは甘受すべきである」というもの

理論的難点

転得者1や受益者に、前記ウのとおり、取消効は及ばない(相対効)のに、何故、転得者1や受益者がそのような責任を転得者2に負うのか(絶対効的效果)、という点である(一種の追奪担保責任か)。

なお、大阪案では、転得者1や受益者らが、転得者2からの請求に際して、詐害行為の成立も含めて、別途争えることを当然の前提にしている。

【設例1の検証】

④ 債務者が受益者に財産減少行為

債務者所有の価値100の本件土地を、受益者に代金30で売却

⑤ 受益者が転得者1に対象財産を処分

受益者が代金30で取得した価値100の本件土地を、転得者1に代金80で売却

⑥ 転得者1が転得者2にさらに対象財産を処分

転得者1が代金80で取得した価値100の本件土地を、転得者2に代金60で売却

転得者2は、不動産を債務者に返還、債務者から30を先取特権付価額償還で回収

転得者2は、転得者1に対して、30を請求 ($60 - 30 < 70$)

転得者2に30を支払った転得者1は、受益者に対して50を請求 ($80 - 30 < 70$)

最終負担は、受益者ゼロ ($30 - 80 + 50$)、転得者1ゼロ ($80 - 60 + 30 - 50$)、転得者2ゼロ ($60 - 30 - 30$)

【設例2】財産減少行為後に代物弁済その他の債務消滅行為がある場合

⑦ 債務者が受益者に財産減少行為

債務者所有の価値100の本件土地を、受益者に代金30で売却

⑧ 受益者が転得者1に対象財産を処分

受益者が代金40で取得した価値100の本件土地を、転得者1に債権70に対して代物弁済

⑨ 転得者1が転得者2にさらに対象財産を対物弁済

転得者1が代金70で取得した価値100の本件土地を、転得者2に債権90に対して代物弁済

受益者から転得者へ、代物弁済により債権が消滅した場合も、消滅した債権相当額の請求権が行使できる(同額の請求権がある)と考えれば、設例1と同じ。

(転得者に対する詐害行為等取消し)

第 1011 条 次の各号のいずれにも該当する場合には、詐害行為等の取消しの請求は、転得者に対しても、することができる。

- 一 詐害行為等の相手方に対する取消しの原因のあるとき
 - 二 転得者及びその前者（相手方を除く。以下、本条において同じ。）の全員が、それぞれの転得の当時、債務者の行為が債権者を害するものであること（第 1004 条第 1 項の規定による取消しを請求するときにあつては、債務者の行為が他の債権者を害するものであること。以下、本条において同じ。）を知っていたとき。ただし、転得者又はその前者が、無償行為又はこれと同視すべき有償行為によって転得した場合にあつては、当該者については、その転得の当時、債務者の行為が債権者を害するものであることを知っていたことを要しない。
- 2 転得者又はその前者のいずれかの者が第 1003 条第 2 項各号に掲げる者のいずれかであるときは、当該者は、その転得の当時、債務者の行為が債権者を害するものであることを知っていたものと推定する。
- 3 第 1007 条第 4 項の規定は、転得者が、無償行為又はこれと同視すべき有償行為によって転得した場合について詐害行為の取消しの請求がなされたときに準用する。
- 4 転得者に対し詐害行為等が取消された場合には、転得者は、次の各号に掲げるときにそれぞれ当該各号に定める額の範囲内で、相手方に対し詐害行為の取消しが請求されたとするならば債務者の受けた反対給付に関し相手方が行使できることとなる権利を行使することができる。
- 一 転得者がその前者又は相手方に対し反対給付をしたとき 当該反対給付の価額
 - 二 転得者が担保の供与又は債務の消滅に関する行為によって転得したとき 前者又は相手方に対する債権の額
- 5 前項の場合において、行使することができる権利に係る債権の金額が前項各号に定める額に不足するときは、転得者は、当該不足額の範囲内で、次の各号に掲げるいずれかの者に対し、次の各号に掲げる債務者の権利を行使することができる。
- 一 転得者の前者のいずれかの者 当該者に対し詐害行為等が取り消されたとするならば債務者が有することとなる第 1007 条第 3 項に規定する相手方の義務に係る権利
 - 二 相手方 相手方に対し詐害行為等が取り消されたとするならば債務者が有することとなる第 1008 条第 3 項に規定する相手方に対する請求に係る権利
- 6 前項の請求を受けた転得者の前者は、第 4 項各号（ただし、同項各号中「転得者」とあるのは「当該前者」に読み替えるものとする。）に掲げるときにそれぞれ当該各号に定める額の範囲内で、前項各号に掲げるいずれかの者に対し、前項各号（ただし、前項第一号中「転得者」とあるのは「当該前者」に読み替えるものとする。）に掲げる権利を行使することができる。

4 4項関係

倒産法上の否認権においても、転得者に対する否認がなされた場合に、その前者が受けた反対給付に関し、転得者がいかなる権利を有するかは明文規定がなく、解釈に委ねられている。転得者はその前者に対して追奪担保責任を追及すべきものとする考え方もあり得るが、本提案において、転得者に対する取消しの判決効はその前者ないし受益者には及ばないものと解され（相対効。倒産法上の否認権においても同様である。1007条の解説「1」参照）、一般原則に委ねると、転得者は、何らの請求もなしえないものとなりかねない。

この点、債務者には取消判決の効力が及ぶことをも考慮すると、転得者には、受益者に対して詐害行為が取り消されたとするならば受益者が有することとなる債務者に対する権利（債務者に対する反対給付の価額償還請求権（1008条1項）及び当該請求権に関する先取特権（1010条3項4項）または復活債権（1009条））に相当する権利の行使を認めるのが妥当であると考えられる。本項はその旨の規律を設けるものである。

5 5項関係

転得者は、本条4項により、受益者に対して詐害行為が取り消されたとするならば受益者が有することとなる債務者に対する権利を行使することにより、自らの前者に対する反対給付の価額等に相当する金額の満足を得るべきであるが、本条4項に基づき行使することができる権利の額が、転得者の前者に対する反対給付の価額等に不足する場合が生じうるところである。この場合に、転得者が当該不足分の損失をその前者ないし受益者に一切転嫁できないものとするれば、その前者ないし受益者は、転得者の負担において、自らが取消訴訟の被告とされれば当然覚悟すべき負担をも免れる結果となり、公平感を欠くものである。

そこで、本項において転得者は、当該不足分の範囲内で、仮に、取消債権者が前者のいずれかの者に対して詐害行為取消しをしたならば、回復財産として債務者が有することとなる当該前者に対する価額償還請求権（1007条3項参照）、あるいは仮に、取消債権者が受益者に対して詐害行為取消しをしたならば同様に有することとなる受益者に対する差額償還請求権（1008条3項参照）を行使できるものとする。本項に基づく転得者の前者ないし受益者の責任は、特殊な担保責任と位置付けられ、相対効を原則とする詐害行為取消しの効力を拡張するものである。

6 6項関係

本項は、本条5項の規定に基づいて転得者から請求を受けた前者が、さらにその前者ないし受益者に対して、同項と同様の趣旨の請求をなしうる旨規律するものである。